

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積合わせ（オープンカウンター方式）を実施します。

令和8年6月5日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

1 調達内容

- (1) 件名 面接会「こうべ・あかし地域障害者就職面接会」に係る会場借上げ及び
場内設営作業委託契約
- (2) 契約の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 契約の履行日 「仕様書」のとおり。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この見積合わせの見積書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有す

る者であること。

3 関係書類

(1) 仕様書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公示開始日から令和8年6月15日（月）17時00分まで

交付方法：上記の期間中、兵庫労働局ホームページからダウンロードまたは9の調達担当者に電子メールで依頼のうえ受領すること。

(2) 見積書の受付期間

本公示開始日から令和8年6月15日（月）17時00分まで

(3) 提出書類

- ア 見積書（見積金額内訳書）（別紙1）
- イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ウ 保険料納付に係る申立書（別紙2）
- エ 誓約書及び役員名簿（別紙3）
- オ 会場規模等証明書（別紙4）

4 見積書の作成

(1) 見積合わせ参加者は、次の事項を記入した見積書を作成のうえ提出すること。

- ア 宛名（「支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長」とすること。）
- イ 調達件名（「兵庫労働局外30施設における単価契約外物品（電化製品）購入契約」とすること。）
- ウ 見積内容（品名、数量、単価、金額）
- エ 作成日
- オ 氏名（法人の場合は、その名称または商号、代表者名および代表者役職）
- カ 住所

(2) 令和6年度以降当局と契約を締結したことのない事業者においては、代表者印等を押印すること。令和6年度以降当局と契約を締結したことがある事業者においては、代表者印等を省略することができる。

(3) 見積金額については、履行に必要な諸経費等全ての費用を含んだ金額とし、見積った金額の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）および税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下、税込み価格）と）を記載すること。ただし、免税事業者においては見積書にその旨を明記するものとする。

(4) 見積書の様式は任意とする。

(5) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

5 見積合わせの実施及び結果通知

(1) 見積合わせの実施日 令和8年6月16日（火）

(2) 令和8年6月16日（火）17時まで、契約の相手方に決定した者のみに通知する。なお、見積合わせの内容に疑義が生じた場合、結果通知を翌日以降に行う場合がある。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しないもの

- (2) 参加資格を有しない者が提出したもの
- (3) 記名を欠くもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 明らかに連合によると認められるもの
- (7) 同一人の見積りで金額の異なる二通以上による見積書
- (8) 仕様書の条件に違反したもの
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していないもの

7 契約の相手方の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 否
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 同等品をもって見積合わせへ参加を希望する場合は、書面により令和8年6月10日(水)17時までに9の調達担当者に提出すること。(メール可)
申請の際には、同等品のカタログ等仕様のわかる資料を添付すること。
- (6) 契約関係書類の扱いについて
担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (7) 当書面および発注者が提示する契約条項を遵守すること。

9 見積書の提出場所および調達担当者

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 櫻井

電話：078-367-9173

メールアドレス：sakurai-maki.xr5@mhlw.go.jp

見積金額内訳書

会場名	
-----	--

品目		数量	単価	単価 × 数量
会場借上関係	室料	1 室		
	その他			
場内施設運営委託関係	机	198 台		
	椅子	778 脚		
	パーテーション	19 枚		
	ホワイトボード	10 枚		
	案内用立看板	20 枚		
	席札スタンド	70 台		
	基本音響及び照明機器	1 式		
	マイク (ワイヤレス)	2 本		
	空調設備	1 式		
	ベルトボール	4 本		
	行事名表示 (立て看板、パネル等)	1 枚		
	その他			
			小 計 (見積書に記載の額)	
			消費税	
			合 計 (契約額)	

令和 年 月 日

(事業者名)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

会場規模等証明書

令和 年 月 日

(見積合わせ参加者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(個人の場合、氏名)

令和8年6月16日付見積合わせに係る会場規模等について、下記のとおり相違ないことを証明します。

	会場の規模等	審査欄
1 会場の所在地・名称		
2 会場確保が可能な日時	(例) 仕様書内容を満たす期間内	
3 仕様書記4 (1) を満たす 収容能力	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
4 仕様書記4 (2) を満たす 会場の場所	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
5 仕様書記4 (3) を満たす バリアフリーの整備	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	
6 仕様書記5 に列挙した備品等の借上げ 及び設営 (撤去含む) の委託	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

【注意事項】

- (1) 本証明書の提出時に、上表の項目 (2、6を除く。) を満たすことを示すもの (会場のパンフレット等) を添付すること。
- (2) 「審査欄」 は記入しないこと。

仕 様 書

1 件名

面接会「こうべ・あかし地域障害者就職面接会」に係る会場借上げ及び場内設営作業委託契約

2 会場借上日程

令和8年9月15日（火）、令和8年9月16日（水）、令和8年9月24日（木）、令和8年9月25日（金）、令和8年9月28日（月）のうちの1日。

※下記4（1）のとおり利用日前日の荷物搬入も含む。

※開催会場及び開催日程は令和8年6月中旬までに確定させること。

3 会場借上時間

会場の確保に要する時間は**9時00分～17時00分**までの間とする。

※受付及び面接時間は下記の時間とする。

- ・受付時間 11時50分～14時30分（予定）
- ・面接時間 12時00分～16時00分（予定）

4 会場選定条件

（1）収容能力

- ・約70社の企業（1社あたり出席者2人程度）及び約600人の障害者等の参加者（事務局等含む）を一室で収容可能なこと（2,000㎡程度。当該条件で確保できない場合は、隣接する二室でも可。）。
- ・会場と隣接する場所において、受付に必要なスペースが十分に確保可能なこと。
- ・前日から荷物搬入（段ボール数十箱分を想定、個人情報を含まない）が可能であること（屋内であれば会場外でも可）。

（2）会場の場所（交通の利便性）

- ・神戸市内にある施設で、主要交通機関の駅から徒歩で移動が可能または駅からの移動交通手段が豊富であること（※駅近辺に立地していることが望ましい）。
- ・100台程度の収容規模を要する駐車場が会場近辺（同一敷地が望ましい）にあること。

（3）バリアフリー

- ・会場内及び最寄駅（駐車場）並びにその間のアクセスについて、バリアフリーが整備されていること。
- ・会場内は車椅子が通行できるよう段差がないこと（わずかな段差については、養生することにより車椅子が通行できれば可とする）。

5 会場における必要備品の数量及び設営作業

(1) 備品の数量

品目	数量	備考
机	198台	1,500mm×800mm程度
椅子	778脚	
パーテーション	19枚	説明会ブース用
ホワイトボード	10枚	1,100mm×850mm程度
案内用立看板	20枚	
席札スタンド	70台	事業所名表示用
基本音響及び照明機器	1式	
マイク（ワイヤレス）	2本	
空調設備	1式	
ベルトポール	4本	受付付近に設置
立看板（あんどん）	1枚	高さ1,500mm×幅300mm程度、行事名を表示して会場外（会場前）に設置。掲示物を含め、会場側が用意すること。

(2) 備品の設営作業

- ・面接会開始前9時00分までに設営を完了させ、面接会終了後17時00分までに撤去を完了させておくこと。
- ・設営に関しては下記の通り設営すること。
 - ① 面接官（各社1～3名）と求職者との対面面接が可能であること。
 - ② 面接を受けていない求職者及び指導員等が、面接ブース以外の場所で、着席して待機・休息が可能であること。
 - ③ 参加者等の受付を設置すること。
 - ④ 会場設営作業の詳細（場内レイアウト等）については、面接会事務局担当者と打ち合わせを行うこと。レイアウトの変更や貸出備品（無償貸出のもの）の数量変更等の軽微な変更が生じる場合がある。この場合は、契約金額の範囲内で可能な限り対応すること。

6 その他（注意事項）

(1) 会場借上費用について

- ・面接会実施にあたり上記2の前後の日時について借上げ等を行う必要がある場合は、それに要する費用についても算出すること。（上記4（1）の利用日前日の荷物搬入日も含むこと。）
- ・急遽上記3の予定時刻を超過して借上げる場合、超過した場合であっても委託者は追加負担を一切行わないので、留意すること。

・委託者は面接会実施に係る光熱水費（空調設備・音響設備使用に係る電気料金等）について追加負担を一切行わないので、併せて留意すること。

(2) 会場借上に係る諸手続きについて

借上げ等にあたり、諸手続き（会場所所有者への使用申込み、各種許可申請等）が必要となる場合は、受託者はその一切を代行すること。

(3) 会場規模等証明書について

本件に係る見積合わせに参加を希望する者は、会場規模等証明書（別添様式）を契約担当部局担当者（下記（8）参照）に提出すること。なお、証明書提出時に当該会場が上記4を満たすことを示すもの（会場パンフレット等）を添付すること。

(4) 第三者への委託について

本件業務の履行について、その全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することまたは請け負わせることを禁ずる。ただし、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行う必要性及び合理性、再委託先の履行能力並びに報告徴取その他運営管理の方法を契約担当官に明らかにしたうえで、その承認を得た場合に限り、一部について再委託を行うことができるものとする。

(5) 守秘義務

本件業務の履行にあたり受託者（再委託を行った場合、その者を含む。）が知り得た発注者に関する秘密事項は、第三者への漏えいまたは他の目的への利用を禁ずる。

(6) 受託者においては、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

(7) 契約関係書類の扱いについて

- ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
- ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場がある。

(8) 契約担当部局担当者

兵庫労働局総務部総務課 会計第一係 櫻井

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

TEL：078-367-9173 MAIL：sakurai-maki.xr5@mhlw.go.jp